

2 令和2年度事業計画

1 基本方針

公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター（以下「センター」という。）は、事件、事故等の被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に対して、精神的支援その他各種支援活動を行い、社会全体の犯罪被害者支援意識の高揚並びに犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減に資するとともに、支援活動を通じて地域の安全に寄与するため、三重県警察、三重県、県内29市町、関係機関及び地域等と連携を密にし下記の事業を行う。

2 事業

[主要事業]

- (1) 電話相談活動及び面接相談活動の充実
- (2) 犯罪被害者等に対する援助事業
- (3) 関係機関、団体等との連携
- (4) 犯罪被害者等の実態に関する調査及び研究活動
- (5) 広報・啓発活動の推進
- (6) 安定した財政基盤の構築

事業名	実施事項	実施時期	実施内容
会務運営	総会	6月中旬	津市内において定時総会を開催する。
	理事会	5月・3月	総会前及び年度末に定例理事会を開催する。
	全国被害者支援ネットワーク総会・研修会等	年間	全国被害者支援ネットワークが主催する総会、研修会等に参加し、犯罪被害者支援を巡る情報の共有に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総会(東京) ・ 全国事務局長会議 ・ ブロック研修会(年2回) ・ 全国フォーラム及び秋期研修(東京) ほか
相談活動の推進	電話相談	年間	相談者のプライバシー等を保護するために、電話相談室に設置した専用電話により犯罪被害者等からの相談や各種情報の提供等に適切に対応する。 祝日を除く毎週月曜～金曜10:00～16:00
	面接相談	年間	相談者のプライバシーを保護するため、面接相談室において犯罪被害者等からの相談を適切に行う。 祝日を除く毎週月曜～金曜10:00～16:00
	心理相談	年間	電話・面接相談の結果、メンタルケアを必要とする犯罪被害者等のため、臨床心理士等によるカウンセリング等の面接相談を行う（要予約）。

事業名	実施事項	実施時期	実施内容
	法律相談	年間	電話・面接相談の結果、専門的な法律相談が必要な犯罪被害者等に対して弁護士による面接相談を行う（要予約）。
直接支援活動の推進	危機介入等の支援	年間	被害後間もなく、支援が必要と認められる犯罪被害者等に対し、一時避難場所の提供、買い物等の身の回りの世話、希望先への連絡等の応急の援助を行う。
	付添い支援	年間	犯罪被害者等からの希望に応じて、証人出廷、裁判の傍聴、病院への通院、警察や検察庁での事情聴取等への付添い支援を行い、犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図る。
	犯罪被害者等への救護活動	年間	犯罪被害者等からの要請に基づき、防犯ブザーや防犯カメラ等の物品を供与・貸与し、犯罪被害者等の不安の除去を図る。
各種手続きの補助	犯罪被害者等給付金申請の補助	年間	犯罪被害者等からの要請により、犯罪被害者等給付金の申請手続き、必要事項の説明、申請書類の記載方法の教示等の補助を行う。
	損害賠償請求制度等の情報提供	年間	犯罪被害者等からの要請により、損害賠償請求制度、各種育英制度、社会福祉制度等の情報提供及び申請手続きを行う。
	三重県犯罪被害者等見舞金申請の支援	年間	犯罪被害者等からの要請により、三重県犯罪被害者等見舞金の申請手続きに関する支援を行う。 【県委託事業】
ボランティア支援員の募集・育成・養成事業	募集活動	6月～7月	新規ボランティア支援員（第12期生）の募集活動を行う。
	養成講座	8月～9月	新規ボランティア支援員に対し、基礎知識の習得を図るため、養成講座を行う。
	継続研修会	年間	支援活動に必要な専門的知識や技能を習得させ、また必要な情報を提供するため、定期的に研修を行う（原則、毎月第4木曜日）。
広報啓発活動	機関紙の発行	年間	センターの活動状況等をまとめた機関紙を作成し、会員及び関係機関・団体に配布することにより、犯罪被害者支援意識のより一層の高揚を図る。
	パンフレット等の作成、配布	年間	パンフレット、リーフレット等を作成し、広く県民に配布して、センターの活動内容の周知と犯罪被害者支援の広報啓発を行う。
	講演及び広報啓発用DVDの活用	年間	積極的に講演を実施するとともに、各種広報啓発活動の場において、犯罪被害者支援の必要性、センターの活動状況等の広報啓発用DVDを活用した広報啓発活動を行う。

実施事項	事業名	実施時期	実施内容
広報啓発活動	ホームページ・Facebookによる広報	年間	センターの活動内容等を紹介したホームページ等を適宜更新し、センターの周知と犯罪被害者支援の広報啓発を行う。
	地域住民を対象とした広報啓発	11月～12月	三重県と連携し、住民を対象に「犯罪被害者支援を考える集い」を開催する。【県委託事業】
		7月・3月	センターの認知度等の向上のため、地域住民を対象に、三重県立白子高等学校吹奏楽部が行うジョイントコンサートを共催により実施する。
	県内中高生等を対象とした広報啓発	年間	犯罪被害者遺族を講師に招き、県内の中高生等を対象に「命の大切さを学ぶ教室」（年12回予定）を実施する。【県警委託事業】
調査研究活動	先進的組織等の調査研究	年間	隣接県及び先進的センター等と情報交換及び視察等を実施し、先進的な犯罪被害者支援活動について調査研究及び資料入手等を行う。
	自助グループの調査研究等	年間	犯罪被害者等がお互いの気持ちを語り合う交流の場を提供し、回復の一助とするための「自助グループ」について調査等を実施する。
関係機関・団体との連携	警察等との連携及び情報提供	年間	犯罪被害者等の要望により、犯罪被害者等に代わって支援担当者が警察や検察庁、裁判所から支障のない範囲で必要な情報を得て犯罪被害者等に提供する。
	関係機関・団体との連携強化	年間	市町等関係機関・団体との相互連携の促進、市町の総合的対応窓口の機能強化、支援従事者育成活動、犯罪被害者等への理解の促進を行う。【県委託事業】
女性被害者支援の強化	女性被害者の視点に立った活動	年間	性暴力ワンストップ支援センターの円滑な運営を図るため、関係機関の女性で構成する連携会議の開催等、女性被害者の視点に立った活動を行う。
財政基盤の強化	財政基盤の強化に関する事業	年間	新規会員の加入・既会員の継続促進や寄付型自動販売機・募金箱の設置促進、寄付金募集等を行い、財政基盤を強化する。
犯罪被害者等に関する条例制定の支援	犯罪被害者等に関する条例制定の支援活動	年間	犯罪被害者等の支援拡充のため、市町が行う犯罪被害者等支援に関する条例の制定に向けた活動を支援する。

その他	各種会合への参加	年 間	他機関・団体が主催する会合等において、当センターの活動状況を紹介するとともに、犯罪被害者支援に関する情報についての交換や相互協力を行う。
-----	----------	-----	--